

税の申告はお済みですか？

「市民税・都民税」の申告は「市役所」へ、「所得税」の確定申告は「東村山税務署」へ、3月15日(金)までに提出を。郵送でも申告できます

所得税

申告と相談は東村山税務署へ

〒189-8555、東村山市本町1ノ20ノ22、☎042-394-6811

※音書案内に沿って番号を選択してください。
※土曜・日曜日、祝日はお休みです。

所得税の確定申告が必要なもの

- ① 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方
① 給与の収入金額が2000万円を超える方
- ② 各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- ③ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方
- ④ 同族会社の役員やその親

申告を行う際の注意事項

◎「控え」が必要な方へ

申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、控えに住所、氏名などを黒ボールペンで記載の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。また、確定申告をする方で、医療費の領収書の返却を希望する方も「医療費の領収書返却希望」などを記載したメモと、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

◎相談にご来場の方へ

あらかじめ自分で書けるところは記入してから、申告会場へ来場ください。申告期間中は混雑するため、お待ちいただく場合があります。

※申告期間中は、市役所、税務署ともに電話がつながりにくくなる場合がありますので、ご了承ください。

給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている方

確定申告をしないと所得税が戻る方
① 医療費を多く支払った方
② 寄附をした方
③ ローンを組んで住宅を購入された方

族の方などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた方



⑤ 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
⑥ 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで

市民税・都民税

申告と相談は市役所課税課

市民税係 ☎470-7777
(内線2333~2337)

※土曜・日曜日、祝日はお休みです。

市民税・都民税の申告が必要な方
① 25年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
② 給与所得者でも、次のいずれかに該当する方
① 勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
② 24年中に退職して、25年1月1日現在就職していない方

③ 給与のほかに地代、家賃原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告をする必要がありませんが、市民税・都民税では申告をする必要があります)
④ 25年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

⑤ 前年(24年)中に、病気や失業、学生などの理由で収入のなかった方も、申告書裏面に「収入のなかった方へ」に

④ 年の途中で退職し、再就職しなかった方
⑤ 災害や盗難にあった方

確定申告の必要がない方
その年の公的年金などの収入金額が400万円以下でかつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要がありません。

ただし、医療費控除の申告など、還付を受けるための確定申告は可能です。

※前記に該当し、確定申告の必要がない方であっても、市民税・都民税の申告をお願いします。

その旨を記入し提出してください(同居の方の扶養になっている場合は除く)。

※申告書を提出することにより、国民健康保険税の減免や後期高齢者医療制度の保険料・介護保険料の算定の基礎資料となります。

また、年金などの受給申請や都営住宅入居などの申請時に、税証明が必要になる場合があります。申告がない場合は、税証明発行に時間がかかる場合がありますので、受付期間中に申告していただくようお願いいたします。

申告に必要なもの

申告書▼源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類▼社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費・寄附金などの各控除を受ける場合は、前年中に支払

前年中に収入のなかった方も申告をお願いします

前年(24年)中に、病気や失業、学生などの理由で収入のなかった方も、申告書裏面に「収入のなかった方へ」に

平成25年度課税(非課税)証明書の発行

25年度(24年分所得)の課税(非課税)証明書の発行は、当初課税決定後になります。毎月の給与から市民税・都民税が差し引かれる方(個人納付分のない方)は5月10日、そのほかの方は6月10日以降を予定しています。

バイクや軽自動車などの廃車手続きなどはお済みですか？

軽自動車税は、4月1日現在、バイクや軽自動車などを所有している方に課税されます。使用しなくなった方、所有者が変わったバイク・軽自動車などは、4月1日までに取扱窓口で廃車または所有者変更の手続きをしてください。

なお、軽自動車税には月割課税制度がありませんので、ご注意ください。

取扱窓口

◎125cc以下のバイク・小型特殊自動車課税課(市役所2階)
◎125ccを超えるバイク
Ⅱ多摩自動車検査登録事務所(国立市北3ノ30ノ3、☎050-5540-2033)

◎軽自動車Ⅱ軽自動車検査協会多摩支所(府中市朝日町3ノ16ノ22、☎042-358-1411)

Q バイク(125cc以下)が盗まれました。どんな手続きをしたらよいですか。
A ①警察署にバイク盗難の被害届を出してください
②届け出をした警察署名、届け出年月日、届け出受理番号を控えた上で、認め印、標識交付証明書(紛失の場合は不要)を持参して同課で廃車手続きをしてください。警察署に盗難届を出しただけでは登録抹消されません。必ず市役所にも廃車手続きをしてください。③手続きが完了しましたら、廃車証明書を交付します。④その後バイクが見つかった場合は、廃車証明書を保持して再登録の手続きをしてください。盗難前のナンバープレートは廃車していただきます。そのほかの車両については、左表をご覧ください。各取扱窓口に必要な書類などを確認の上、廃車手続きを行ってください。

軽自動車税Q&A

Q 軽自動車税の納税通知書や督促状が送られてきますが、もう2~3年前から所有していません。どうしたらよいですか。
A 軽自動車税は、その年の4月1日現在で登録されている方に課税されます。今は使用していませんが、廃車手続きをしないと、登録されたままになります。原動機付自転車・小型特殊自動車をお持ちの場合は、標識(ナンバープレート)を課税課(市役所2階)に持参して廃車手続きを

軽自動車検査協会多摩支所 〒183-0003 府中市朝日町3-16-22 ☎042-358-1411
東京陸運支局多摩自動車検査登録事務所 〒186-0001 国立市北3-30-3 ☎050-5540-2033

軽自動車などの税額と申告(手続き)場所

車両の種類		税額	申告(手続き)場所	
原動機付自転車	総排気量 50cc以下	1,000円	東久留米市役所課税課市民税係 ☎042-470-7777 (内線2331~2332)	
	総排気量 90cc以下	1,200円		
	総排気量 125cc以下	1,600円		
	ミニカー 50cc以下	2,500円		
小型特殊自動車	農耕用	1,600円		
	その他	4,700円		
軽自動車	三輪	3,100円	軽自動車検査協会多摩支所 〒183-0003 府中市朝日町3-16-22 ☎042-358-1411	
	四輪乗用	営業用		5,500円
		自家用		7,200円
	四輪貨物	営業用		3,000円
		自家用		4,000円
二輪	2,400円	東京陸運支局多摩自動車検査登録事務所 〒186-0001 国立市北3-30-3 ☎050-5540-2033		
二輪の小型自動車	4,000円			